

診療報酬に係る施設基準等

● 生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

令和6年6月の診療報酬の改定に伴い、これまでの『特定疾患療養管理料』から、各患者様に応じた療養計画に基づいて、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』を算定することになりました。医師が高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者様に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した『生活習慣病療養計画書』を定期的に作成することになります。

この計画書には、患者様にご署名をいただく必要がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

患者様の状態に応じて、28日以上 of 長期の投薬又はリフィル処方を交付することが可能となります。

● 情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬を処方できません。

● 医療DX推進体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行います。

詳細は、当クリニックの「医療DX推進体制整備加算に係る掲示」をご覧ください。

なかしまこどもクリニック